寮生心得

小豆島中央高校生徒寮の寮生は、生徒寮での生活が共同生活であることを十分認識し、次に定める寮生心得を遵守して、生徒寮での生活が快適で、かつ、充実したものとなるよう互いに協力しなければならない。

1 寮生活一般

- (1) 生徒寮関係職員の指導・指示には必ず従うこと。
- (2) 定められた日課表に基づき、規則正しい生活・行動を行い、集団生活を乱さないこと。
- (3) 品行方正を心掛け、飲酒、喫煙等の違法となる行為をしないこと。また、これらの行為を他の寮生に 強要しないこと。
- (4) 寮生活は他の寮生との共同生活であることを自覚し、他人の迷惑となる行為は厳に慎むこと。
- (5) 寮室外は公共の場であるので、パジャマ等で寮室外へ出ることがないようにすること。
- (6) 所持品には自分の名前を明記するとともに、金銭、寮室のカギ等の貴重品の管理は各自責任を持って 行うこと。
- (7) **外出する際(登校時を含む)には、寮室のカギは寮職員に預けること。**
- (8) 授業時間等、入寮が禁止されている時間には、許可なく寮に立ち入らないこと。
- (9) 男子寮生は女子寮の区画に、女子寮生は男子寮の区画に絶対に立ち入らないこと。
- (10) 寮室は、次の利用者のことも考えて、日頃から清掃を欠かさず、清潔を保って使用すること。
- (11) 寮室に、携帯電話、パソコン (周辺機器)、音楽機器以外の電気器具等を持ち込むことがないように すること。特に火気を扱うもの (カセットコンロ、アイロン、ドライヤー等) は厳禁とする。
- (12) 寮の施設、設備、備品は大切に取り扱うこと。これらを破損または紛失した場合は、直ちに寮職員に届け出ること。損害については原則として破損または紛失した寮生が全額弁償しなければならない。
- (13) 寮では節電・節水・ゴミの減量に努め、共用の消耗品(石鹸、トイレットペーパーなど)は、必要以上に使用しないこと。
- (14) 寮内の清掃については、寮生全員で、日課表に定められた時間に決められた場所の清掃を行うこと。
- (15) 体調不良のときは、寮職員に相談し、その指示に従うこと。

2 起床・就寝

- (1) 日課表に定める起床時刻までに起床し、速やかに登校の準備を行うこと。
- (2) 日課表に定める消灯時刻以降は、速やかに自室で就寝すること。ただし、他の寮生の迷惑にならない範囲での学習は認める。
- (3) 日課表に定める消灯時刻以降の寮室からの外出は、トイレ等を除いて控えること。
- (4) 消灯時刻前の点呼には必ず応じること。

3 食事

- (1) 朝食・夕食は、日課表に定める時間内に必ず済ませること。
- (2) 外出等により、朝食または夕食が不要な場合は、あらかじめ決められた期日までに届け出ること。
- (3) 体調不良などにより食事をとれない場合は、必ず寮職員に申し出ること。
- (4) 食事は食堂内でとり、食事が終了したときは、必ず指定された場所に下膳すること。

4 入浴

- (1) 入浴は、日課表に定める時間内に必ず済ませること。
- (2) 入浴のマナーを守ること。

5 外出・帰省

- (1) 21:00以降は、緊急時を除き、外出しないこと。
- (2) 外出する場合は、生徒寮職員に申し出ること。その際、外出先を必ず伝えること。
- (3) 開寮時間内に帰寮できないときは、必ず生徒寮職員に連絡すること。
- (4) 帰省する場合は、緊急時を除き生徒寮職員に届け出ること。
- (5) 帰省以外の外泊は、原則として禁止する。
- (6) 外出中または帰省中に事故にあった場合は、直ちに生徒寮又は学校に連絡すること。

6 その他

- (1) 生徒寮内での問題行動も学校の生徒指導内規に基づき指導を行う。
- (2) 次のいずれかに該当したときは、退寮を命ずる場合がある。
 - ① 寮費を滞納したとき。
 - ② 飲酒、喫煙その他、生徒寮の風紀及び秩序を著しく害する行為を行ったとき。
 - ③ 寮生心得に違反する行為を繰り返し、生徒寮における共同生活が困難と認められるとき。